

改正

令和6年11月29日告示第318号

沼津市優良建築物等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、優良建築物等整備事業を行い、もって公共の福祉に寄与する事業を施行する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 優良建築物等整備事業 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「国要綱」という。）附属第Ⅱ編第1章イ-16-(2)2の1第1号に規定する優良再開発型優良建築物等整備事業（同号イに規定する共同化タイプに限る。）に該当するものをいう。

(2) 施行者 優良建築物等整備事業を実施する者として、別に定めるところにより市長が認定したものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する優良建築物等整備事業であって、市長が必要と認めるものとする。

(1) 優良建築物等整備事業が必要な市街地として、市長が別に定める区域において施行するものであること。

(2) 市長が別に定める建築物及び施設であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国要綱附属第Ⅲ編表イ-16-(2)-1に規定する経費であって、市長が別に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条の2 補助金の額は、前条の補助対象経費の3分の2以内であって、市長が別に定める額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 補助事業の区域に含まれる土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）、公図の写し及び求積図

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、規則第6条の規定による補助金交付決定通知書により、申請者に

通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定するときは、規則第5条各号に定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (3) 市長の承認を受けて第1号の財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を遵守すること。

(変更又は中止の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、沼津市優良建築物等整備事業（変更・中止）承認申請書（第1号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、沼津市優良建築物等整備事業（変更・中止）承認通知書（第2号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定による実績報告書に次に掲げる書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、前項の規定により実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助事業が著しく遅延し、完了の見込みがたたないとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 交付決定者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、沼津市優良建築物等整備事業消費税等仕入控除税額報告書（第3号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。

付 則（令和6年11月29日告示第318号）

この告示は、公示の日から施行し、同日以後に申請のあったものから適用する。

（宛先）沼津市長

住所
申請者 氏名
電話

沼津市優良建築物等整備事業（変更・中止）承認申請書

年 月 日付沼津市指令 第 号にて補助金交付の決定のあった下記事業について、変更・中止したいので、沼津市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の場所
- 3 総事業費
- 4 補助決定額
- 5 事業変更・中止の内容
- 6 事業変更・中止の理由

第 号
年 月 日

様

沼津市長

印

沼津市優良建築物等整備事業（変更・中止）承認通知書

年 月 日付にて申請のあった補助金交付の変更・中止については、沼津市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 承認の内容

（宛先） 沼津市長

住所
申請者 氏名
電話

沼津市優良建築物等整備事業消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付沼津市指令 第 号により交付決定された補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、沼津市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額
- 2 補助金の交付申請時及び実績報告時に減額した消費税等仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額